

# 介護休業給付制度のご案内

## 1 介護休業給付制度の目的

「介護休業給付制度」は、対象家族の介護を行うための介護休業を取得する被保険者に対して給付金を支給する制度です。この給付を行うことにより、労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助・促進することを目的としています。

## 2 支給要件は・・・

次の要件をすべて満たした場合に、支給されます。

① 対象家族の介護を行うための介護休業を取得した被保険者であること。

※対象家族は次のとおりです。

被保険者の配偶者・父母・子・配偶者の父母・  
被保険者の祖父母・兄弟姉妹・孫

② 介護休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12か月以上（なお、介護休業開始日が令和2年8月1日以降であって、介護休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として取り扱うこととする）あること。

③ 各支給単位期間（注）において、就業していると認められる日数が10日以下であること。  
※休業終了日の属する支給単位期間については、就業していると認められる日数が10日以下であるとともに、全日休業している日が1日以上あれば支給を受けられます。

④ 各支給単位期間に支給された賃金額が、休業開始時の賃金月額80%未満であること。

（注）休業開始日から起算した1か月ごとの期間（休業開始日（又は応当日）から翌月の応当日の前日まで。その1か月の間に休業終了日を含む場合はその休業終了日までの期間）のこと。

（注1）休業開始時賃金日額

介護休業開始前6か月間の賃金により算定されます。

（注2）支給日数

①[②以外の支給単位期間]→30日

②[休業終了日の属する支給単位期間]→支給単位期間の日数  
※休業開始時賃金日額は算定した額が17,740円を超える場合は17,740円となり、3,010円を下回る場合は3,010円となります（令和7年7月31日までに介護休業を開始した場合の賃金日額の上限額及び下限額は異なります。）。

※休業中に事業主から賃金が支払われた場合において、当該賃金の額と賃金月額（休業開始時賃金日額×支給日数）の67%相当額の合計額が賃金月額の80%に相当する額を超えるときは、超過分が減額されます。

## 4 受給できる日数は・・・

同一の対象家族について、93日を限度に3回までに限り受給できます。（1回の申請は最大3か月まで。）

（例）

介護休業取得 4か月				
1回目の申請				
①	②	③		
支給				支給なし
6/8	7/7	8/7	9/7	9/10
休業開始日				
※ <sup>2</sup> 給付日数				
30日		30日		31日

※<sup>1</sup> 最大93日まで受給が可能のため、9/8、9/9の2日間については2回目の申請で受給可能です。

※<sup>2</sup> 給付日数は、最後の支給単位期間のみ暦日数となり、他の支給単位期間は30日となります。

## 5 支給申請の時期は・・・

介護休業終了日（介護休業期間が3か月以上にわたるときは介護休業開始日から起算して3か月を経過した日）の翌日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日までです。

介護休業取得 4か月					支給申請期限
対象となる介護休業 3か月					11/30
①	②	③			
6/8	7/7	8/7	9/7	10/7	
休業開始日				10月	
				11/7	
				11月	

◆ 支給単位期間すべてを一括で申請します。

## （期間雇用者が支給対象となる場合について）

介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までにその労働契約が満了することが明らかでないことが必要です。

なお、労働者派遣事業に雇用される労働者のうち常時雇用される労働者以外の者（登録型派遣労働者）は、上記の条件を満たし、かつ、介護休業中の雇用関係が明確であって、休業終了後は職場に復帰することが予定されている者が対象となります。

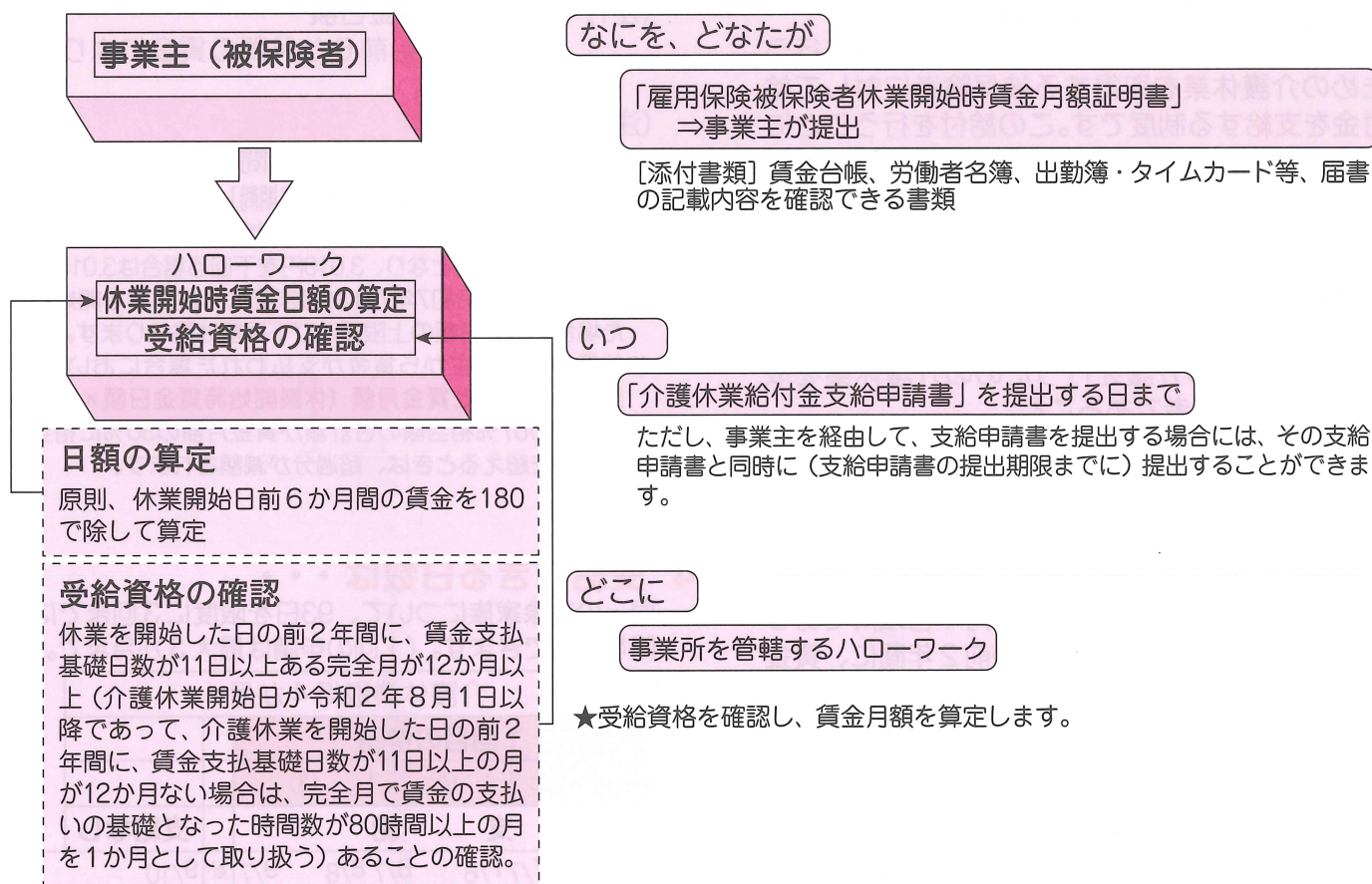
## 3 支給される金額は・・・

（令和7年8月1日以降に介護休業を開始した場合）

休業開始時賃金日額（注1）×支給日数（注2）×67%

# 介護休業給付の受給手続

## 【受給資格確認手続】



## 【支給申請手続】

